

山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

平成 19 年 11 月 30 日

条例第 22 号

(趣旨)

第 1 条 山形県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が行う後期高齢者医療については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(葬祭費)

第 2 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5 万円を支給する。

(他の保険との調整)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)又は地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)の規定により埋葬料の支給(これに類する支給を含む。)を受けることができる場合には、その価額の限度において支給しない。

(保健事業)

第 4 条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。

(1) 健康診査

(2) 前号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第 5 条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(保険料の賦課額)

第 6 条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。)第 104 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第 99 条第 2 項に規定する被保険者(以下「被扶養者であった被保険者」という。)に係る賦課額は、法第 52 条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

2 前項の規定により算定した賦課額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の所得割額)

第 7 条 前条の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成 19 年政令第 318 号。以下「令」という。)第 7 条第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地

方税法第 314 条の 2 第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下この条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文、次条から第 11 条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第 12 条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成 19 年厚生労働省令第 129 号。以下「施行規則」という。）第 83 条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1) 第 14 条第 3 号に規定する所得割総額

(2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第 85 条で定めるところにより算定した当該特定期間（法第 116 条第 2 項第 1 号に規定する特定期間をいう。以下同じ。）における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第 9 項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

3 第 1 項の所得割率に小数点以下第 4 位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（保険料の被保険者均等割額）

第 8 条 第 6 条の被保険者均等割額は、第 14 条第 3 号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した被保険者均等割額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（所得割率及び被保険者均等割額の適用）

第 9 条 所得割率及び前条の規定により算定した被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

（所得割率）

第 10 条 平成 22 年度及び平成 23 年度の所得割率は、0.0712 とする。

（被保険者均等割額）

第 11 条 平成 22 年度及び平成 23 年度の被保険者均等割額は、38,400 円とする。

（保険料の賦課限度額）

第 12 条 第 6 条の賦課額は、50 万円を超えることができない。

（賦課期日）

第 13 条 保険料の賦課期日は、4 月 1 日とする。

（保険料の賦課総額）

第 14 条 特定期間における各年度の法第 104 条第 2 項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第 16 条又は第 17 条に規定する基準に従い第 6 条から第

12条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、次のとおりとする。

(1) 賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項(法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。)及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用(法第70条第4項(法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。)の規定による委託に要する費用を含む。)の額、財政安定化基金拠出金及び法第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)の額の合計額

イ 法第93条、第96条及び第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

(2) 前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条で定める基準に従い算定される率とする。

(3) 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を取得した日の属する月から月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に被保険者の資格を喪失した場合における当該被保険者に係る保険料の額の算定は、当該被保険者が資格を喪失した日の属する月の前月まで月割をもって行う。

3 前2項の規定により算定した賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切

り捨てる。

(所得の少ない者に係る保険料の減額)

第 16 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。) 現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得 (令第 18 条第 4 項第 1 号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。) の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第 314 条の 2 第 2 項に規定する金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(1) の 2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第 15 条第 1 項第 4 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を加えて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者 (当該世帯主を除く。) の数に 24 万 5 千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 35 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額

(4) 前各号の場合における地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第 313 条第 3 項から第 5 項までの規定を適用せず、また、所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 57 条第 1 項、第 3 項又は第 4 項の規定の例によらないものとして計算する。

2 基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 2 分の 1 を乗じて得た額

を控除して得た額とする。

- 3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)

第17条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(保険料の額の通知)

第18条 保険料の額が定まったときは、広域連合長は、速やかに、これを被保険者に通知しなければならない。その額に変更があったときも、同様とする。

(徴収猶予)

第19条 広域連合長は、被保険者及び連帯納付義務者(法第108条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下この条及び次条において同じ。)が、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って、その徴収を猶予することができる。

- (1) 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由があると広域連合長が認めるもの

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

- (1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所
- (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

- 3 第1項の規定により保険料の徴収の猶予を受けた者は、その理由が消滅した場合

においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料の減免)

第20条 広域連合長は、前条第1項各号のいずれかに該当する被保険者又は連帯納付義務者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする被保険者又は連帯納付義務者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、広域連合長に提出しなければならない。

(1) 被保険者及びその属する世帯の世帯主の氏名及び住所

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を広域連合長に申告しなければならない。

(保険料に関する申告)

第21条 被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に被保険者の資格を取得した者は、当該資格を取得した日から15日以内)に、被保険者及びその属する世帯の世帯主その他その世帯に属する被保険者の所得その他広域連合長が必要と認める事項を記載した申告書を広域連合長に提出しなければならない。ただし、当該被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市町村長に提出されている場合又は被保険者、その属する世帯の世帯主及びその世帯の他の世帯員である被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の市町村の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

(保険料の納付)

第22条 保険料は、第6条から前条までの規定に基づき当該市町村に住所を有する被保険者に対して賦課した保険料の額を当該被保険者から市町村が徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(市町村が徴収すべき保険料の額)

第23条 市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法第55条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

2 賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

3 賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村

に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

(延滞金の納付)

第24条 延滞金は、被保険者から保険料を徴収する市町村が当該被保険者から徴収し、その徴収した額を広域連合に納付するものとする。

(罰則)

第25条 広域連合は、被保険者が法第54条第1項の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をした場合は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第26条 広域連合は、法第54条第4項又は第5項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。

第27条 広域連合は、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第28条 広域連合は、偽りその他不正の行為により、徴収猶予した一部負担金に係る徴収金その他法第4章の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第29条 第25条から前条までの過料の額は、情状により、広域連合長が定める。

2 第25条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第2条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であって前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第16条第1項第1号から第3号までの規定中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額)」と、第16条第1項第2号及び第3号中「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第3条 平成20年度及び平成21年度における保険料の賦課総額の算定について第14条

の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条」とあるのは、「第16条、第17条又は附則第4条、附則第6条、附則第7条、附則第8条、附則第9条若しくは附則第10条」とする。

(平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第4条 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に20分の19を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成20年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額から当該被保険者均等割額を6で除して得た額に6から平成20年10月から平成21年3月までの間において被保険者資格を有する月数(当該被扶養者であった被保険者が資格を取得した日の属する月を含み、当該被扶養者であった被保険者が資格を喪失した日の属する月を除く。)を控除した数を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、平成20年10月31日までの間に資格を喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、0円とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における市町村が徴収すべき保険料の額の特例)

第5条 平成20年度において、市町村が徴収すべき被扶養者であった被保険者に係る保険料の額について、第23条の規定を適用する場合においては、同条第2項中「属する月」とあるのは、「属する月(当該月が平成20年9月以前の場合は、平成20年10月とする。)」と、同条第3項中「算定は、」とあるのは「算定は、平成20年10月から」と、「ときは、」とあるのは「ときは、平成20年10月から」とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第6条 平成20年度における保険料の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成20年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例)

第7条 平成20年度において、第16条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対して賦課する被保険者均等割額は、同条第1項第1号及び第3項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額)に3を乗じて得た額とする。

(平成20年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第8条 平成20年度において、第16条第1項第1号に規定する被保険者(被扶養者であった被保険者を除く。)に対する前2条の規定により算定した保険料の賦課額(ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該賦課額について第15条の規定により月割をもって算定した額とする。)から、当該被保険者の保険料に

つき、特別徴収の方法により徴収するとしたならば、令附則第12条第3項の規定に基づき徴収するものとされる支払回数割保険料額の見込額に3を乗じて得た額（ただし、賦課期日後において被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、当該額について第15条の規定に準じて月割をもって算定した額とする。）を減じて得た額がある場合で、当該額が500円未満である場合については、これを免除する。

2 前項の支払回数割保険料額の見込額は前2条の規定を適用しないものとして算定した額とする。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第9条 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の9を乗じて得た額を控除した額とする。

2 平成21年度において、賦課期日後に被保険者の資格を取得又は喪失した被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、第16条及び第17条の規定にかかわらず、前項の規定により算定した被保険者均等割額について第15条の規定により月割をもって算定した額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第10条 平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

（平成22年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第11条 平成22年度における保険料の賦課総額の算定について第14条の規定を適用する場合においては、同条中「第16条又は第17条」とあるのは、「第16条若しくは第17条又は附則第12条若しくは附則第13条」とする。

（平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

第12条 平成22年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第17条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）」について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」とする。

（平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第13条 平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

2 前項の規定は、平成22年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第16条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則（平成20年7月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月13日条例第4号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年度以後の年度分の後期高齢者医療保険料について適用し、平成20年度分までの後期高齢者医療保険料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年2月12日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成22年度以降の年度分の後期高齢者医療保険料について適用し、平成21年度分までの後期高齢者医療保険料については、なお従前の例による。